

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：技能検定員審査等に関する規則
根 拠 条 項：第5条第2項
処 分 の 概 要：技能検定員審査合格証明書の再交付
原 権 者：大分県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：7日（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：大分県警察本部交通部運転免許課
問 合 せ 先：大分県警察本部交通部運転免許課教習所指導係（電話 097-528-3000）
備 考：